



独立行政法人の組織見直しについて

独立行政法人制度の改革について

(制度面の提言のポイント(別紙参照))

基本的な考え方

独法制度の本来の趣旨が生かされる改革とすべき

- ① 主務省は、自らの政策目的を遂行するために、独立行政法人に対して明確なミッションを付与
- ② 独立行政法人は、行政主体として、与えられたミッションを効率的・効果的に実施できる体制を整備

改革の方向性

ミッションの明確化とガバナンスの強化

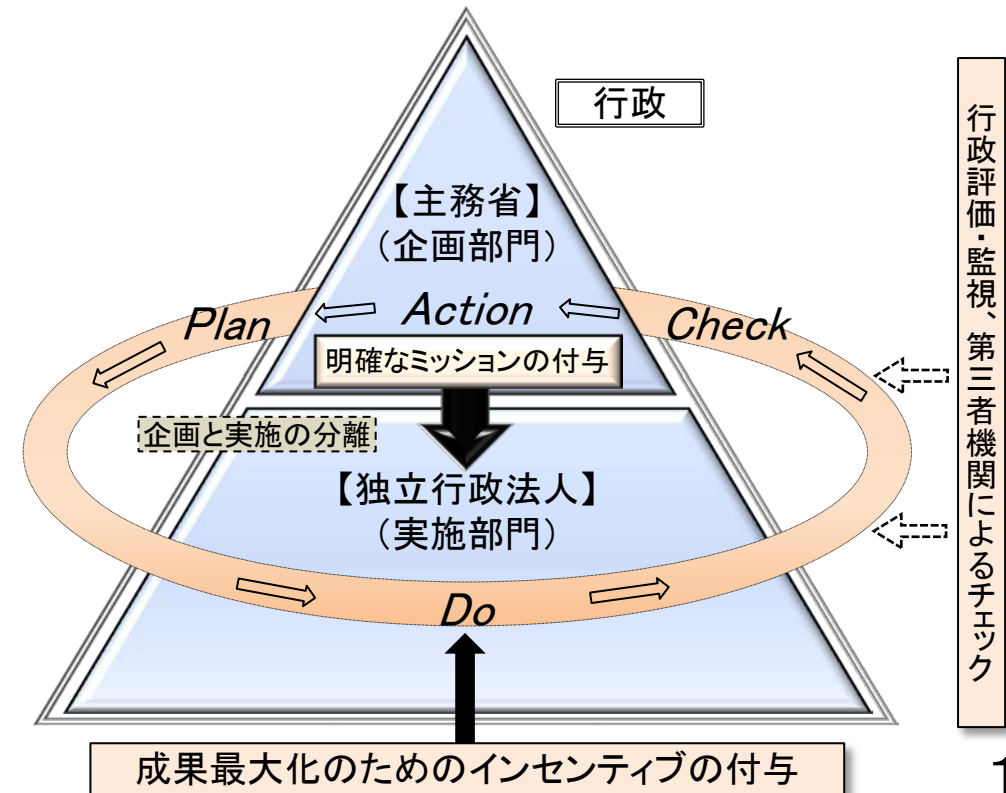
- 明確なミッションに基づく「主務大臣－独法」の「タテ」の関係の明確化
- 監事機能の強化による独法内部のガバナンス強化

PDCAサイクルが機能する目標管理・評価

- 「主務大臣－独法」の関係を主軸とした簡素・効率的で実効性の高いPDCA
- 総務省の行政評価・監視と、第三者機関によるチェックを有効に組合せ

インセンティブが機能する仕組み

- 独法の成果最大化が図れるようインセンティブを与える仕組みの整備
- 独法の自主的経営努力を損なうような横断的な規律の見直し



行政評価・監視、第三者機関によるチェック

組織見直しに当たっての留意点

○ 独法制度発足後の10年間、統廃合の議論が断続的に繰り返されてきた結果、各独法が中長期的なビジョンを持って自主性・自律性の高い運営を行うことが、困難になっていないか。(組織の安定性)

・平成13年4月 独立行政法人制度発足(57法人)

・平成17年12月 「行政改革の重要方針」を受けた見直し(113法人→102法人)

・平成19年12月 「独立行政法人整理合理化計画」(101法人→85法人)⇒ 凍結

・平成24年1月 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(102法人→64法人)⇒ 凍結

○ 独法の新たな制度設計の下で、主務大臣が明確なミッションを独法に付与し、独法は自律的判断で最大の政策効果を実現するという、制度本来の趣旨が生かされる組織単位とすることを主眼に置くべきではないか。(制度との整合性)

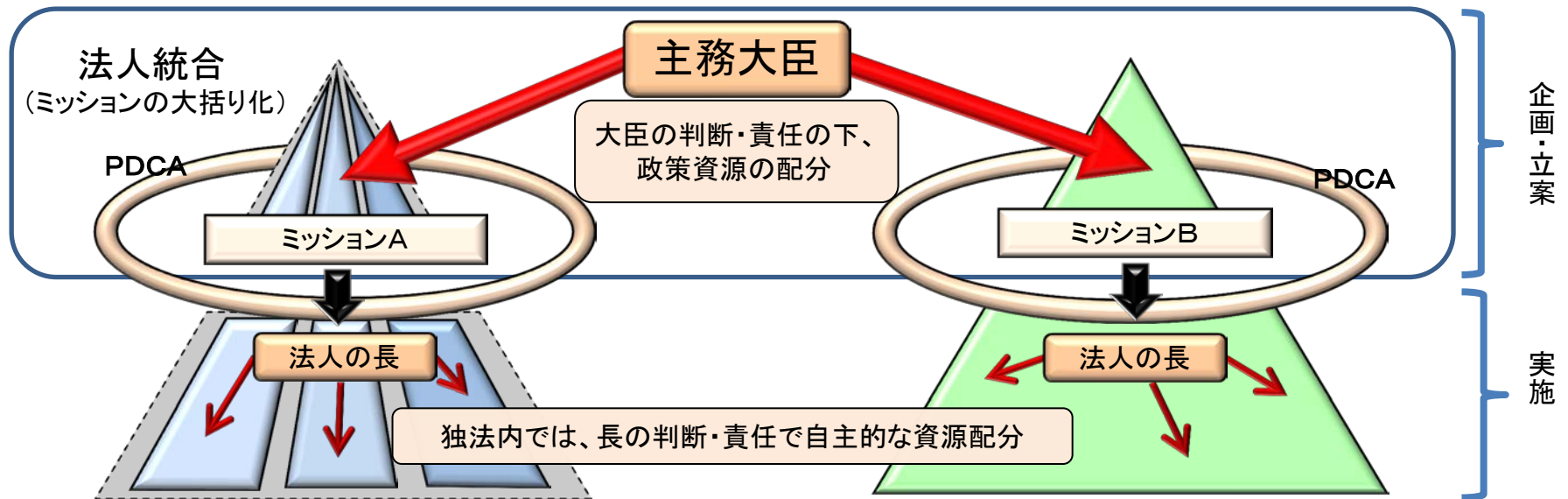
○ 法人の特性を捨象した全法人一律の横断的な規律(いわば横串のルール)が、法人のインセンティブを損なっており、成果の最大化・インセンティブのために、過度な一律の規律を緩和すべきではないか。(自由度の向上)

これにより、研究開発法人も、研究開発成果の最大化を図れる環境が整うのではないか。

組織見直しの方向性

1 主務大臣－独法を主軸としたPDCA

- PDCAの基礎として、各法人に明確なミッションを付与できる組織単位とすること。
 - ⇒ 統合はミッションの大括り化の意義がポイント
- 大臣と独法の間で、責任・判断の適切な分担関係が保たれる組織体制とすること。
 - ⇒ 統合により、独法の裁量拡大とシナジー効果
 - ⇒ 過度な統合は大臣の政策間の資源配分を困難化
- 独法の組織見直しは今回の改革を集大成とし、安定的な「主務大臣－独法」の関係の下で、PDCAを回すこと。
 - ⇒ 組織の朝令暮改は評価を困難化



組織見直しの方向性

2 インセンティブが機能し、成果の最大化が図られる組織

- インセンティブが機能し、成果の最大化が図られる組織とすることは、すべての独法に共通した課題。
- 研究開発法人に限らず、すべての独法においてインセンティブが機能し、成果の最大化が図られるよう、一律の規律を見直す必要。
- 研究開発法人は、独法制度の枠組みの中で、その特性に配慮しつつ機能の一層の向上を図ることが可能。

研究開発法人で求められている事項

⇒

今回の改革により適切に対応

【制度面】

- ・第一目的を研究開発成果の最大化とすること
- ・国の研究開発実施機関であることの明確化
- ・国際水準を踏まえ、専門的な研究評価の実施
- ・中期目標期間の長期化

【運用面】

- ・報酬・給与の柔軟化
- ・自己収入の扱いの柔軟化
- ・中期目標期間を超える予算繰越しの柔軟化
- ・調達柔軟化(随意契約の範囲の拡大)

3 効果的・効率的な業務運営が実現する組織

- 統合に当たっては、単に法人数を減らすだけでなく、業務遂行の方法や体制を見直し、役員など組織体制のスリム化を図ること。
- 行政評価・監視及び第三者機関においても、統合のシナジー効果を厳しく検証し、PDCAサイクルに反映。